

旭川市水道局随意契約の公表について

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市水道局契約規程第18条の2第2項の規定により公表します。

令和8年8月26日

旭川市水道事業管理者 富岡 賢司

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 水道局職員作業服売買

(2) 契約の概要

ア 業務内容

冬作業服（上・長袖ブルゾン） 18着

冬作業服（下・ワークパンツ） 22着

夏作業服（上・半袖ブルゾン） 16着

夏作業服（下・ワークパンツ） 16着

イ 履行期間

令和8年11月27日まで

ウ 納入場所及び問い合わせ先

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局3階

旭川市上下水道部水道総務課管理係

電話 0166-24-3160

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

(3) 当該製品を縫製する能力を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、社会福祉法人旭川光風会指定障害福祉サービス事業所スリーエフから見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。